

様式第1号（基本契約第3条第1項関係）

労働者派遣 個別契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次のとおり労働者派遣個別契約を締結する。

第1条 業務内容 管理車両の運行による県管理国道及び県道の道路パトロール及び県が指示する場所への（詳細は「仕様書」のとおり）

第2条 責任の程度 役職なし

第3条 就業場所 〒790-8502 松山市北持田町132番地 愛媛県中予地方局建設部
089-941-1111（代）

第4条 組織単位 愛媛県中予地方局建設部
（組織の長） 愛媛県中予地方局建設部長

第5条 指揮命令者 愛媛県中予地方局建設部長

第6条 派遣期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第7条 就業日 甲のカレンダーによる

第8条 就業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

第9条 休憩時間 午後0時から午後1時まで（1時間）

第10条 安全・衛生

甲及び乙は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。

なお、派遣就業中の安全及び衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の安全衛生に関する規定を適用する。

第11条 派遣労働者からの苦情の処理

(1) 苦情の申出を受ける者

甲（派遣先） 中予地方局建設部 管理課長 TEL 089-909-8770

乙（派遣元） TEL

(2) 苦情処理方法、連携体制等

1 乙における(1)記載の者が苦情の申出を受けた時は、ただちに第14条記載の乙責任者である自らが中心となって、誠意をもって、遅滞なく当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

2 甲における(1)記載の者が苦情の申出を受けた時は、ただちに第13条記載の甲責任者である自らが中心となって、誠意をもって、遅滞なく当該苦情の適切迅速

な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

- 3 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

第12条 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

乙及び甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い乙が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。

例えば、乙が当該派遣労働者を休業させる場合には休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。

また、乙及び甲の双方の責に帰すべき事由がある場合には、乙及び甲のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

第13条 甲（派遣先）責任者

中予地方局建設部 管理課長 TEL 089-909-8770

第14条 乙（派遣元）責任者

TEL

第15条 就業日外労働

第7条の就業日以外の就労は、1ヶ月に4日の範囲で命ずることができるものとする。

第 16 条 時間外労働

第 8 条の就業時間外の労働は 1 日 6 時間 30 分、1 ヶ月 45 時間、1 年 360 時間の範囲で命ずることができるものとする。

第 17 条 派遣人員

1 人

第 18 条 派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与

甲は、自らが雇用する労働者に対して利用の機会を与えるトイレ等の施設又は設備については、本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても利用の機会を与えるように配慮しなければならないこととする。

第 19 条 甲が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を甲が雇用する場合には、手数料として、甲は乙に対して、直近 1 年間に支払う予定賃金総額の 50 パーセントに相当する額を支払うものとする。(予定賃金総額の根拠は、当該派遣労働者と甲が締結する労働条件通知書に基づくものとする。)

第 20 条 派遣労働者を協定派遣労働者に限定するか否かの別については、「限定する」ものとして定める。

第 21 条 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別については、「限定しない」ものとして定める。

第 22 条 保険契約

1 甲は、派遣業務で使用する車両（以下、管理車両）について、甲を契約者とする自動車保険（任意保険）契約を、損害保険会社と締結するものとし、保険契約に要する保険料は甲が負担するものとする。

また、甲は、当該自動車保険（任意保険）契約内容を確認し、派遣労働者が過失で起こした事故が、保険の補償対象となるようにしなければならない。

2 甲は、派遣労働者の過失により、管理車両の事故が発生し、対人及び対物賠償責任が発生した場合には、その損害に対する法律上の賠償責任を負担するものとし、当該賠償責任が保険の補償対象である場合は、その範囲で対応するものとする。また、管理車両の損害及び搭乗者の人身傷害についても自動車保険による保険の補償の範囲で対応するものとする。

第 23 条 保険契約に係わる損害賠償の免責

乙は、管理車両の事故に起因する損害賠償責任については、派遣労働者の故意に起因する場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

第 24 条 中途解約及び解約金等

甲または乙が、自己の都合により契約期間の途中で本契約を解約しようとする時は、基本契約の別記 3 「契約変更・解除に係る特記事項」に定めるとおりとし、3 ヶ月前にその旨を書面により相手方に通告することにより、解約をすることができるものとする。

第 25 条 契約の効力の遡及

本契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が第 6 条の派遣期間の開始日よりも後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該契約期間の開始日から生ずるものとする。

第 25 条 協議事項

本契約の解釈について疑義が生じた事項、また、基本契約並びに本契約に定めのない事項については、甲乙双方誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

甲（派遣先） 住 所 松山市北持田町 132 番地
組織名 愛媛県中予地方局
局 長

乙（派遣元） 住 所
組織名